相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市酒折三丁目一一番、最後の住所山梨県甲府市酒折三丁目一一番五号レヂオンス甲府パートⅢA棟一〇八

被相続人　亡　池田　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

山梨県甲府市北口三丁目九番一八号八巻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八巻　力也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市白州町横手二七二七番地、最後の住所山梨県北杜市白州町横手二七二八番地二

被相続人　亡　込山　久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

山梨県甲府市中央一丁目一二番二〇号異人館ビル三階石川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石川　恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市坂下二三七番地一、最後の住所岐阜県中津川市坂下三四番地二三

被相続人　亡　村上　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

事務所岐阜県瑞浪市寺河戸町一〇九〇―三ブランシュラビーヌ五〇三号室　パーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　友美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市水戸島一八一番地七、最後の住所静岡県富士市水戸島一八一番地の七

被相続人　亡　岸本　綱史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

静岡県富士市中央町三丁目二番二号シゲノブビルⅡ四階　本野仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐野　可奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市山科区竹鼻扇町三番地、最後の住所滋賀県大津市大江三丁目九番五号

被相続人　亡　渥美　匡司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番二八号尚永ビル二階遠藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福井　理哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪狭山市大字今熊一七八八番地、最後の住所大阪府高石市高師浜三丁目四番一五号

被相続人　亡　加藤　和代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

大阪府大阪市中央区瓦町四丁目五番九号井門瓦町ビル九階

相続財産管理人　弁護士　野田　貴浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区花川二丁目五番、最後の住所大阪市西淀川区花川二丁目五番一八号

被相続人　亡　上田　章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

大阪市北区西天満二―三―九オーク西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　生口　隆久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

大阪府大阪市東大阪市足代南二丁目五一番地、最後の住所大阪市平野区加美東六丁目二番六号

被相続人　亡　清水　英智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビル二階

相続財産管理人　弁護士　林　範夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊北町大字神田上二六六番地一、最後の住所奈良県大和郡山市小泉町一〇二〇番地三一

被相続人　亡　松本　初文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

奈良市西大寺栄町三番二三号サンローゼビル四階秋篠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　卓司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市上之町二五番、最後の住所兵庫県西宮市田代町一番四―一〇九号

被相続人　亡　上原　教正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

鳥取県米子市両三柳二四八六番地二

事務所鳥取県米子市加茂町一丁目一四番地

山内・中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山内　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字東岐波三八七〇番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高嶋　通人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

山口県宇部市常盤町二丁目一番二八号常盤町ビル四階　長州法律事務所

相続財産管理人　弁護士　讃岐　啓文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市文京町一丁目三五四九番地四、最後の住所香川県坂出市文京町一丁目七番一二号

被相続人　亡　井上　英史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

香川県丸亀市飯山町下法軍寺一六番地一八

事務所香川県高松市塩上町三丁目二番四号中村第一ビル七階

相続財産管理人　司法書士　紫和　雅史

第25期決算公告

平成29年12月28日　東京都港区南青山六丁目6番22号

ゴマブックス株式会社

代表取締役　赤井　仁

貸借対照表の要旨　（平成25年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	93,894	流動負債	147,831
固定資産	31,517	固定負債	36,579
		株主資本	△58,999
		資本金	190,325
		資本剰余金	1,662,069
		資本準備金	294,598
		その他資本剰余金	1,367,470
		利益剰余金	△1,911,393
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	△1,913,393
		（うち当期純利益）	（6,495）
資産合計	125,411	負債・純資産合計	125,411